

静風荘病院 訪問看護ステーション ひまわり

運 営 規 程

第1条 静風荘病院 訪問看護ステーション ひまわりの概要

(1) 事業所の概要

事業所名称	静風荘病院 訪問看護ステーション ひまわり	
所在地	〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内1丁目2番地22号	
介護保険事業者番号	1165190111	
管理者及びサービス提供責任者	看護師 松永 花英	
電話番号	048(485)9490	
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護 (看護業務の一環としてリハビリステーションを含む)	
	埼玉県	新座市…全域 朝霞市…青葉台・朝志ヶ丘・岡・北原・幸町・栄町 泉水・仲町・西原・西弁財・根岸台・浜崎 膝折・膝折町・東弁財・本町・溝沼・三原 志木市…柏町・幸町・館(たて)・本町 和光市…西大和団地・広沢・本町・南
	東京都	東久留米市…上ノ原・金山町・小山・幸町・新川町 神宝町・浅間町・大門町・氷川台 東本町・本町 清瀬市…旭が丘・上清戸・下宿・下清戸・中清戸 中里 練馬区…大泉学園町・大泉町・西大泉・東大泉 南大泉 西東京市…北町・栄町・下保谷・ひばりが丘北

(2) 従業員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名		従事者の管理及び業務の一元的な管理	1名
訪問看護	看護師	6名	1名	訪問看護サービスの提供	7名
	准看護師	0名		訪問看護サービスの提供	0名
訪問リハビリ	理学療法士	3名	0名	訪問リハビリサービスの提供	3名
	作業療法士	2名	0名	訪問リハビリサービスの提供	2名
事務		1名		事務所の必要な事務処理	1名

第2条. 事業の目的と運営方針

- (1) 要介護状態又は要支援状態の軽減、悪化の防止及び要介護状態になることの予防を目的に、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の状態を踏まえ、適切な看護技術をもって、計画的な訪問看護を行います。
- (2) 利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・向上を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続出来るように支援する。
- (3) 自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図る。

第3条. 事業の運営

当ステーションは、この事業の運営を行うにあたって、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」と表記）み基づく適切な訪問看護の提供を行う。

当ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士（以下看護師等と表記）によってのみ訪問看護を行うものとし、基本的に第三者の委託によって行ってはならない。

第4条. 営業日・時間

営業日・時間	月曜日から金曜日：9時00分から17時15分まで
休業日	土・日・祝祭日・年末年始（12月30日から1月3日まで）

当事業所は、利用者又は家族等からの電話等により看護に関する意見や緊急訪問の要請を求められた場合、常時対応できる体制を取っておりますので、緊急時訪問看護加算の算定に同意された利用者に対しては、看護師が24時間・365日対応いたします。

第5条. 職員の職種・員数及び職務内容

ステーションに勤務する職種・員数は下記の通りとする。

- ① 管理者：看護師若しくは保健師1名
管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他病院等の職務に従事することができるものとする。
- ② 看護職員：看護師 常勤換算2.5名以上（内常勤1名以上）
訪問看護計画書・報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- ③ 理学療法士・作業療法士：適当数 ※必要に応じて雇用
看護師の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当
- ③ 事務：適当数
ステーション内の事務作業を担う

第6条. 訪問看護の提供方法

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護事業所、地域包括支援センター、地域医師会、関係市区町村、関係機関に調整を求め対応する。

第7条. 訪問看護の内容

- (1) 看護・介護行為（利用者に対して）
 - ①バイタルチェック…血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定
 - ②身体の保清…清拭、洗髪、入浴介助、口腔ケア、足浴、手浴等
 - ③療養指導…生活上の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導
- (2) 医療的処置行為
 - ①創傷及び褥瘡処置
 - ②人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ③経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ④尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ⑤在宅酸素療法管理ケア
 - ⑥喀痰の吸引・管理
 - ⑦点滴
 - ⑧排泄管理ケア…浣腸、摘便
- (3) リハビリテーション
 - ①拘縮予防、筋力・体力増強訓練、歩行訓練等
 - ②嚥下訓練
- (4) 介護者に対して
 - ①介護の方法指導、介護福祉等の社会資源の紹介
 - ②褥瘡予防、リハビリの方法、食事指導…介助の工夫や方法等
 - ③室内環境整備の工夫、安全対策の工夫、感染症に対する対応方法等
- ④ 介護者の健康相談・助言

第8条. 利用料金等

- (1) 基本利用料として介護保険法・医療保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険は居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合、介護報酬告示上の額の1割.2割又は3割を徴収する。但し、限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- (2) 医療保険は医療保険法に規定する額の支払いを利用者から受けるものとする。

基本利用料金以外の保険の対象外となる利用料金

交通費 (1回毎)	通常の事業実施地域	0円
	通常の事業実施地域を超えた地点から 片道1km以下	1回毎に100円
	通常の事業実施地域を超えた地点から 片道1.1km以上2km以下	1回毎に300円
	通常の事業実施地域を超えた地点から 片道2.1km以上	1回毎に500円
超過時間	サービスの提供時間が90分を超えた場合、15分毎に1,500円をご負担して頂きます。但し、ケアプラン上で90分を超える訪問看護が計画されている場合は、介護保険の長時間訪問看護加算が算定される為、超過時間分の料金は頂きません。	
キャンセル料	訪問時に不在だった場合は1,000円のキャンセル料をご負担して頂きます。(電話やチャイムへの応答がない場合も含む)。ただし、突発的な事故や体調不良等、特別な事情がある場合は考慮致します。行き違いとならない為、予定している日時の訪問を取りやめることが前もってわかっている場合は、前営業日の17時より前(前営業日が土曜日の場合は12時15分より前)にご連絡をお願いします。	
医療物品	処置や療養上で必要な医療物品について、購入及び使用代金を利用者様にご負担して頂く場合がございます。購入及び使用の要否、金額等につきましては事前にご相談させて頂きます。	
ご遺体のケア料	利用者様が亡くなられたとき、当事業所の看護師がご遺体のケアを行わせて頂いた場合に10,000円をご負担して頂きます。なお、ご遺体のケアに使用した衛生材料費につきましては、別途ご負担頂きます。	
営業時間外 (医療保険)	事業所の定める営業日・時間外に訪問看護を希望実施した場合、1回の訪問につき4,000円を訪問看護療養費に加えてご負担頂きます。	
自費での訪問看護	医療保険の適応とならない(訪問看護指示書が発行されない等)訪問看護を受けるときは、事業所が定める利用料金をお支払いして頂きます。 ・事業所の営業日かつ営業時間内：8,000円 ・事業所の休業日又は営業時間外：10,000円	

第9条. 留意事項及び病状必要時

- (1) 緊急時を除き、原則として休業日（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始）と営業日時間外の訪問はいたしません。
但し、病状や体調、医療処置等により休業日や営業時間外でも訪問看護が必要と判断される場合は、計画的な訪問看護を実施いたします。
- (2) 看護師等は、利用者の心身機能の維持回復の為の療養上の世話や診察の補助を行うものである為、調理、掃除、買い物、金銭の取り扱い等を行うことは出来ません。
- (3) 天候や交通事情、その他の事情により事前の連絡なしに訪問時間が変更される場合があります。時間変更が15分以上となる場合は、担当又は事業所よりご連絡致します。
- (4) 訪問看護の実施にあたっては、原則として担当の看護師等が毎回同じ日時に訪問するようにしておりますが、やむを得ない事情（体調不良、事故等）により訪問日当日に看護師等や日時の変更をお願いする場合があります。
又、事業所の都合（職員の異動や退職等）により、担当の看護師等や日時そのものの変更をお願いする場合があります。
- (5) お住まいでサービスを提供する為に使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となりますので、予めご了承下さい。
- (6) 看護師等に対する贈り物や飲食等のお心遣いをご遠慮させていただきます。
- (7) 介護保険にて訪問看護を利用されている場合でも、疾病の急性増悪等により主治医から特別訪問看護指示書が交付された場合は、最長で1月に14日間（疾病や状態によっては最長1月に28日間）に限り、医療保険の適用となります。
- (8) 高齢者虐待防止に関する事項
事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護・虐待防止の為、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及する為の研修を実施する等の措置を講じます。

第10条. 個人情報の利用について

- (1) 当事業所における業務に関する利用
 - ①提供される看護サービス
 - ②介護・医療保険事務、会計・経理
 - ③事故等の報告
 - ④サービスの質の向上を目的とした事業所内症例検討
 - ⑤その他、看護サービスの管理運営業務
- (2) 当事業所外への情報提供としての利用
 - ①他の訪問看護ステーション、介護サービス事業所、病院・診療所、薬局等との連携
 - ②行政機関、保健所、在宅福祉公社等との連携
 - ③他の訪問看護ステーション、居宅介護支援サービス事業所等からの照会への回答
 - ④看護サービス提供の為、外部の医師等の意見や助言を求める場合
 - ⑤ご親族等への看護サービス内容の説明
 - ⑥審査支払期間へのレセプト提出、指定収納金融機関への照会
 - ⑦審査支払期間及び保険者からの照会への回答
 - ⑧賠償責任保険等に関わる、保険会社等への相談又は届出等
 - ⑨その他、利用者様への医療保険事務に関する利用
- (3) その他の利用
 - ①看護サービスの維持・改善の為の基礎資料
 - ②外部監査機関への情報提供
- (4) 利用期間…契約書に基づき、サービスの提供を受けている期間

第 11 条. 緊急時対応について

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、病状の急変等があったりした場合は、速やかに関係者や緊急連絡先へ連絡致します。
尚、生命に影響を及ぼす状態と判断した場合は、看護師等の判断で救急車を要請します。

第 12 条. 衛生管理等

- (1) 看護師等は清潔保持及び、年 1 回の健康診断を行い健康状態の管理に努めます。
また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとします。
- (2) 医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が処理します。
 - ・注射針等の針類は処方された医療機関に返却。
 - ・針以外の部分は利用者又はその家族が家庭ゴミとして処理。

第 13 条. 虐待の防止のための措置

(高齢者虐待防止措置)

事業所は虐待の発生・防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年 1 回以上開催するとともに、その結果について看護師等の従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施します。
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(身体拘束等の措置)

- (1) 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるため、当事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止の意識を持ち、身体拘束をしない支援・看護を実施します。
- (2) サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止します。
- (3) 身体拘束禁止・防止の対象と具体的な行為（厚生労働省：身体拘束の手引きより抜粋）
 - ① 一人歩きしないように、車イスやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
 - ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
 - ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミント型の手装等をつける。
 - ⑥ 車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車イステーブルをつける。
 - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。

- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開ける事の出来ない居室等に隔離する。

(4) 身体拘束がもたらす弊害（厚生労働省：身体拘束の手引きより抜粋）

・身体的弊害

- 1：身体機能の低下や圧迫部分の褥瘡発生等の外的弊害
- 2：食欲低下・心肺機能低下・免疫力低下など内的弊害
- 3：拘束から逃れるために転倒や転落事故・窒息等の大事故発生の危険性

・精神的弊害

- 1：本人や家族に不安や怒り・屈辱・あきらめ等の精神的苦痛、さらに人間としての尊厳を侵すことになる。
- 2：身体拘束により認知症の悪化やせん妄等の頻発の可能性

・社会的弊害

- 1：介護サービス事業所に対する不信感や偏見をもたらす恐れ
- 2：身体拘束による本人の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。

(5) 緊急時やむを得ない場合の例外三原則

・切迫性

利用者の生命または身体が危険にさらされた可能性が著しく高い場合

・非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える方法がない場合

・一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。身体拘束を行う際は事業所による決定と訪問看護計画書への記載及び、利用者又はその家族へ十分な説明を行い同意を得るとともに、必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し早期に拘束解除に努めます。

第14条. 医療情報連携について

- (1) 在宅で療養を行っている利用者で、通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用して常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築している。
- (2) 診療情報等を活用した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うにつき十分な体制が整備されている。

主な連携医療機関

- ① 医療法人順和会 朝霞中央クリニック（訪問診療）
朝霞市大字岡 79-3
- ② 医療法人社団 堀ノ内病院往診部（訪問診療）
新座市堀ノ内 2-9-31

- ③ りょうま在宅診療所（訪問診療）
東京都練馬区西大泉 3-11-4
- ④ 黒目川診療所朝霞台（訪問診療）
朝霞市東弁財 1-2-16 保ビル 3 階
- ⑤ 黒目川診療所西東京（訪問診療）
東京都西東京市栄町 2-1-28 JUN さかえ 202 号室
- ⑥ ホームクリニックえにしひばりが丘（訪問診療）
東京都西東京市ひばりが丘北 3-3-30 エクレールひばりビリ 2 階

※その他、上記以外の医療機関でも随時連携可能

※上記医療機関利用者は、居宅・薬局等とも連携している。

第 15 条. 苦情申立・相談窓口（介護保険）

当事業所の 苦情・相談窓口	電話番号	048 (485) 9490
	担当者	松永 花英
	ご利用時間	平日：9 時 00 分から 17 時 15 分まで
新座市役所 介護保険課	電話番号	048 (477) 6890
	住所	〒352-8623 埼玉県新座市野火止 1-1-1
	ご利用時間	平日：8 時 30 分から 17 時 00 分まで
朝霞市役所 長寿はつらつ課	電話番号	048 (463) 1951 又は 1952
	住所	〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 1-1-1
	ご利用時間	平日：8 時 30 分から 17 時 15 分まで
志木市役所 高齢者ふれあい課	電話番号	048 (473) 1111
	住所	〒353-0002 埼玉県志木市中宗岡 1-1-1
	ご利用時間	平日：8 時 30 分から 17 時 15 分まで
和光市役所 長寿あんしん課	電話番号	048 (424) 9125
	住所	〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1-5
	ご利用時間	平日：8 時 30 分から 17 時 15 分まで
東久留米市役所 介護福祉課	電話番号	042 (470) 7750
	住所	〒203-8555 東京都東久留米市本町 3-3-1
	ご利用時間	平日：8 時 30 分から 17 時 00 分まで
清瀬市役所 高齢支援課	電話番号	042 (492) 5111
	住所	〒204-8511 東京都清瀬市中里 5-842
	ご利用時間	平日：8 時 30 分から 17 時 00 分まで
練馬区役所 介護保険課	電話番号	03 (5984) 4589
	住所	〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1
	ご利用時間	平日：8 時 30 分から 17 時 00 分まで
西東京市役所 高齢者支援課	電話番号	042 (460) 9837
	住所	〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13
	ご利用時間	平日：8 時 30 分から 17 時 00 分まで
埼玉県 国民健康保険団体連合会 介護保険部相談指導課	電話番号	048 (824) 2568
	住所	〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区 大字下落合 1704
	ご利用時間	平日：9 時 00 分から 17 時 00 分まで

苦情申立・相談窓口（医療保険）

当事業所の 苦情・相談窓口	電話番号	048（485）9490
	担当者	松永 花英
	ご利用時間	平日：9時00分から17時15分まで
関東信越厚生局 指導監査課	電話番号	048（612）7508
	住所	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル8階
	ご利用時間	平日：9時00分から17時00分まで

第16条. 事故処理

- (1) 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了日から2年間保存する。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第17条. 感染症・災害発生時の対応

感染症や災害が発生し、通常訪問業務が困難になった場合、医療処置のある方や事業所として訪問が必要と判断した方には、緊急的に別の訪問看護ステーションが対応できるように、現在、新座市・朝霞市・和光市・志木市の4市事業所で連携体制をとっている。

以下の条件により、本人・その家族へ個人情報を提供することに同意を頂く。

- ① 連携体制にある訪問看護ステーションに個人情報の守秘義務がある事こと。
- ② 利用の開始、又は途中で断った場合も、何らかの不利益を被らないこと。
- ③ 事業所が再開した場合、元の訪問看護ステーションに戻る事こと。
- ④ その他、必要な主治医やケアマネージャーとの連携等は個別にすること。

※受け入れ先の事業所状況で、移行事業所は連携事業所間で選定する。

※緊急措置としての対応の為、全ての利用者様が対象ではなく、医療処置やケア継続の必要性に応じて、訪問継続利用者様を選定する。

第18条. 職員の処遇改善（職場環境等）について

入職に向けた取り組み

- ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現の為の施策等を明確化している。
- ② 事業者の共同による採用・研修の為の制度を構築している。

資質向上やキャリアアップに向けた支援

- ① 働き方や研修の希望等を聞いている。

両立支援・多様な働き方の推進

- ① 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者の為の休業制度の実施
- ② 業務内容・必要時間の把握
- ③ 職員の役割分担の実施

腰痛を含む心身の健康管理

- ① 短時間勤務者も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員の為の休憩室の設置等健康管理対策を実施
- ② 事故・トラブルへの対応マニュアル等を作成し体制を整備

生産性向上のための業務改善の取り組み

- ① タブレット端末等のICT活用の導入による業務量の縮減を実施
- ② 5S活動（業務管理の手法の1つ：整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字）等の実施による職場環境の整備
- ③ 現場の課題・状況の可視化

やりがい・働きがいの醸成

- ① ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ② 利用者本位のケア方針等介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ③ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報共有する機会の提供

第19条. その他運営についての留意事項

当事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために下記に掲げる研修の機会を設け、また業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修を採用後3ヶ月以内に実施
- (2) 継続的業務研修を年2回実施

職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

第20条. 記録の保存

当事業所は利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない

附則

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 8 年 6 月 1 日より施行する。